各務原市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、各務原市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第12条に基づき、各務原市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 交通会議の事務局長(以下「事務局長」という。)は、毎会計年度予算を 調製し交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了 する。

(予算の補正)

第3条 事務局長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

- 第4条 歳入予算の科目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の科目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表 第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 事務局長は歳出予算の流用及び予備費の充用を行うことができる。
- 2 事務局長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をした ときは、交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第6条 事務局長は、交通会議の事務局の職員のうちから協議会の出納員を 命ずることができる。
- 2 交通会議出納員は、事務局長の命を受けて、協議会の出納その他の会計 事務をつかさどる。
- 3 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければ ならない。

(収入及び支出の手続き)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、各務原市の例に準

じて行うものとする。

- 2 委員長は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
- 第8条 事務局長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。
- 2 事務局長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その 結果を添えなければならない。

(その他)

(決算等)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、 委員長が定める。

附則

この規程は、平成25年11月25日から施行する。

なお、平成25年度の会計年度については、協議会設立の日から平成26 年3月31日までとする。

別表第1(第4条関係) 歳入予算の科目の区分

- 1 負担金
- 2 補助金
- 3 繰越金
- 4 諸収入

別表第2 (第4条関係) 歳出予算の款、項及び目の区分

- 1 運営費
- 2 事業費
- 3 予備費